

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	1 自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ①自立支援給付に関する事務 法第6条 ②支給決定等に関する事務 法第19条、21条、22条、24条、29条、30条、53条、57条、76条 ③給付に関する事務 法第34条、35条、54条、58条、70条、71条、76条の2 ④支給決定の変更に関する事務 法第56条、75条 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務 法第77条
③システムの名称	障害福祉システム・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

・交付台帳ファイル
・日常用具（ストマ・紙おむつ）ファイル
・計画相談対象者チェックリストファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項及び別表の項番21、51、117 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第12、25、60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条項番第11、第20、第37、第75、第144、第155 （情報照会の根拠） ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条項番第20、第37、第75、第144、第145、第146、第155

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉総務課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3001
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の2に基づき、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	I－5－②	福祉総務課長 杉本 光男	福祉総務課長 讃井 健太郎	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	I－4－②	(情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第1の84	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第1の84	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	I－5－②	福祉総務課長 讃井 健太郎	福祉総務課長 松村 雄之	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I－7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I－3	・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第1の84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第1の84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	誤記修正
平成30年6月11日	I－4－②	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条 (情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2、55条の3		
令和1年6月28日	I－5－②	福祉総務課長 松村 雄之	福祉総務課長	事後	
令和1年6月28日	IV	－	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	I－7	0833-72-1400	0833-72-1401	事後	
令和2年6月10日	II－1	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	II－2	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和3年7月7日	I－4－②	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条 (情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2	(情報提供の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条 (情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2	事後	誤記修正
令和4年7月12日	I－4－②	(情報提供の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2の108、109、110の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2、55条の3	(情報提供の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第2の108、109、110の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2、55条の3	事後	番号法改正のため
令和7年3月25日	I－3	・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表の項番21、51、117 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第12、25、60条	事後	番号法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I-4-②	(情報提供の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2の2 (情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第2の108、109、110の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第55条、55条の2、55条の3	(情報提供の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番第11、第20、第37、第75、第144、第155 (情報照会の根拠) ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番第20、第37、第75、第144、第145、第146、第155	事後	番号法改正のため
令和7年3月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害者福祉手当等の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	事後	
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の2に基づき、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	